

2024年6月より変更
入院時の食事療養費(食事代)について

診療報酬改定により、全医療機関共通での値上げとなります。

入院時の食事代の標準負担額(1食)

種 類			金 額
一般、一定以上所得者 (注①)			490円
非課税 世帯	区分Ⅱ (注②)	90日までの入院	230円
		90日を超える入院 (過去12か月の入院)	180円
	区分Ⅰ(注③)		110円

注①指定難病、小児慢性特定疾病の方の負担額は280円となります。

注②区分Ⅱは、世帯全員が市民税非課税の場合該当します。

注③区分Ⅰは、世帯全員が市民税非課税で、税の所得額が0円の場合、該当します。(年金の所得額は、控除額を80万円として計算します)

【手続きについて】

※1 非課税世帯の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方は、「高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きが必要です。

※2 食事代は、さかのぼっての払い戻しはできません。入院日数90日を超える場合の減額も申請が必要です。

※3 当院はオンライン資格確認システムを導入しています。オンライン資格確認をご希望の方は、受付にてお申し出ください。

※ご不明な点は、職員までお尋ねください。

宮崎生協病院 院長